

給与所得者の確定申告について

給与所得がある方の大部分は年末調整で所得税および復興特別所得税が精算されることとなるため、確定申告をする必要がありません。

ただし、給与所得がある方で確定申告の必要がない方でも、次のような場合は確定申告をすると源泉徴収された所得税および復興特別所得税が返ってくる場合があります。

- 災害や盗難、横領により住宅や家財などの資産に受けた被害などについて雑損控除を受ける場合
- 病気やけがなどで支払った一定の医療費について医療費控除を受ける場合
- ふるさと納税などの寄附を行い、寄附金控除を受ける場合
- 家屋を住宅借入金などで新築や購入、増改築をして、住宅借入金等特別控除を受ける場合

◆お問い合わせ先◆

函館税務署 ☎0138-31-3171

水資源保全地域内の土地取引行為には事前届出が必要です

北海道では、豊かな水資源の恵みを将来の世代においても享受できるよう、全国に先がけて「北海道水資源の保全に関する条例」を制定しています。

条例に基づき指定された水資源保全地域で土地取引を行う場合は、契約締結の3ヵ月前までに、その土地を所管する総合振興局・振興局などに届出が必要です。



詳細はこちら↑

◆お問い合わせ先◆

北海道総合政策部計画局土地水対策課

ノロウイルスによる食中毒を予防しましょう！

★ノロウイルス食中毒の予防ポイント★

①主な原因は調理者から食品への汚染です

● 日頃から健康状態に注意し、症状があるときは、食品を直接取扱う作業を行わないようにしましょう。

● 症状がなくてもウイルスを保有している可能性があります。日頃から手洗いなどの衛生管理をしっかり行いましょう。

②調理前やトイレの後は、手指の洗浄・消毒を行いましょう

● 手洗いの際は石けんを使用し、汚れの残りやすいところを丁寧に洗いましょう。

③食品の「加熱」、調理器具の「消毒」を徹底しましょう

● 食品は中心部が85～90℃、90秒以上の加熱調理を行いましょう。

● 調理器具は熱湯や塩素系消毒剤などで消毒しましょう。

◆お問い合わせ先◆

北海道渡島保健所生活衛生課食品保健係
☎0138-47-9552

